

○2 週間以内に提出する。

記載例

年 月 日

関東財務局長 殿

登録番号を記載

登録番号 関東財務局長(金商)第 号
所在地
商号又は名称
代表者の役職氏名

商号等は新商号を記載

商号、名称又は氏名の変更届出書

商号（名称又は氏名）を下記のとおり変更しましたので、金融商品取引法第31条第1項に基づき、届出いたします。

記

変更の内容 (新商号、旧商号等)	新商号：〇〇株式会社 旧商号：××株式会社
変更年月日	年 月 日
変更の理由	△△△△のため

添付書類

- 個人であるときは、住民票の抄本（当該変更に係る事項を記載したもの）又はこれに代わる書面
- 変更後の登録申請書

連絡担当者 所属 _____
役職氏名 _____
電話番号 _____

担当者等を記載

注意事項

変更後の登録申請書(第2面から第11面)の右肩の商号を新商号にし、提出すること。

変更後の登録申請書(第2面から第11面)の右肩の日付は、変更年月日と同一日とすること。

* 登 録 番 号	財務(支)局長(金商)第 号(年月日)	
* 金 融 商 品 取 引 法 第 30 条 第 1 項 の 認 可	認 可 の 有 無	認 可 年 月 日
1 法 人 ・ 個 人 の 別	法 人	個 人
(ふ り が な)	〇〇〇〇株式会社	
2 商 号 又 は 名 称		
(ふ り が な)	新商号を記載	
3 氏 名		
4 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額(第一種金融商品取引業を行うおうとする外国法人にあつては、資本金の額又は出資の総額及び持込資本金の額)	別添1のとおり	
5 法人であるときは、役員(外国法人にあつては、国内における代表者を含む。)の氏名又は名称	別添2のとおり	
6 金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人(第6条第1項に規定する者を含む。)の氏名	別添3のとおり	
7 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人(第6条第2項に規定する者を含む。)の氏名	別添4のとおり	
8 業 務 の 種 別	別添5のとおり	
9 電子募集取扱業務を行う場合にあつては、その旨	(電子募集取扱業務を行う旨)	
	(有価証券の種類)	
10 第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあつては、その旨	(第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う旨)	

	(有価証券の種類)
11 第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあっては、その旨	(第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う旨)
	(有価証券の種類)
12 第70条の2第3項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨	(第70条の2第3項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う旨)
13 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業として高速取引行為を行う場合(14の場合を除く。)にあっては、その旨	(第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業として高速取引行為を行う旨)
14 第一種金融商品取引業及び投資運用業を行わない場合において、第二種金融商品取引業として高速取引行為を行うときにあっては、その旨	(第一種金融商品取引業及び投資運用業を行わない場合において、第二種金融商品取引業として高速取引行為を行う旨)
15 13又は14の場合のほか、高速取引行為を行う場合にあっては、その旨	(13又は14の場合のほか、高速取引行為を行う旨)
16 有価証券とみなされる権利(第6条の3に定めるものに限る。以下同じ。)についての法第2条第8項第1号から第10号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	(有価証券とみなされる権利についての法第2条第8項第1号から第10号までに掲げる行為を業として行う旨)
17 有価証券とみなされる権利又は当該権利若しくは金融指標(当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。)に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第1号から第5号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	(有価証券とみなされる権利又は当該権利若しくは金融指標(当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。)に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第1号から第5号までに掲げる行為を業として行う旨)

<p>18 有価証券とみなされる権利又は当該権利若しくは金融指標（当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第12号、第14号又は第15号に掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨</p>	<p>（有価証券とみなされる権利又は当該権利若しくは金融指標（当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第12号、第14号又は第15号に掲げる行為を業として行う旨）</p>
<p>19 暗号等資産又は金融指標（暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第1号から第5号までに掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨</p>	<p>（暗号等資産又は金融指標（暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第1号から第5号までに掲げる行為を業として行う旨）</p>
<p>20 暗号等資産又は金融指標（暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第12号、第14号又は第15号に掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨</p>	<p>（暗号等資産又は金融指標（暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第12号、第14号又は第15号に掲げる行為を業として行う旨）</p>
<p>21 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地</p>	<p>別添6のとおり</p>
<p>22 他に行っている事業の種類</p>	<p>別添7のとおり</p>
<p>23 手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称</p>	<p>（手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称）</p>
	<p>（加入する金融商品取引業協会の名称）</p>
	<p>（対象事業者となる認定投資者保護団体の名称）</p>
<p>24 会員等となる金融商品取引所の名称又は商号</p>	

25 第7条第3号イ、第3号の2、第3号の3イ、第4号から第9号まで及び第11号に掲げる事項	別添8のとおり
26 第一種金融商品取引業を行う場合（電子記録移転権利若しくは令第1条の12第2号に規定する権利に係るもののみを行う場合又は第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合であって、投資者保護基金にその会員として加入しない場合を除く。）には、加入する投資者保護基金（法第79条の49第4項の規定による定款の定めがあるものを除く。）の名称	
27 商品デリバティブ取引関連業務を行う場合には、加入する投資者保護基金（法第79条の49第2項の規定による定款の定めがあるものを除く。）の名称	
28 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称	(国内における代理人の氏名、商号又は名称)

(注意事項)

- 1 「*登録番号」欄及び「*金融商品取引法第30条第1項の認可」欄には、記載しないこと。
- 2 「1 法人・個人の別」欄は、該当するものに○印を付けること。
- 3 「2 商号又は名称」欄及び「3 氏名」欄
 - (1) 法人は商号又は名称を「2 商号又は名称」欄に記載し、個人は氏名を「3 氏名」欄に記載すること。
 - (2) 個人は「2 商号又は名称」欄に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は屋号等の名称を記載することができる。
 - (3) 外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、（ ）書きで併せて記載することができる（「28 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）。
 - (4) 氏を改めた者においては、旧氏及び名を（ ）書きで併せて記載することができる。（「28 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）
- 4 「9 電子募集取扱業務を行う場合にあつては、その旨」、「10 第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあつては、その旨」及び「11 第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあつては、その旨」の「(有価証券の種類)」の欄には、取り扱う有価証券の種類（法第2条第1項各号及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利の種類ごとに区分されたものをいう。）を記載すること。

(第3面)

(別添1：資本金の額又は出資の総額及び持込資本金の額)

新商号を記載

商号、名称又は氏名 **〇〇〇〇株式会社**

資本金の額又は出資の総額	年 月 日
	年 月 日 現在

変更年月日と同一日とする

持込資本金の額	年 月 日
	年 月 日 現在

(注意事項)

外貨建ての場合は、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記すること。

(第4面)

(別添2：役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称)

新商号を記載

商号、名称又は氏名 **〇〇〇〇株式会社**

(〇年〇〇月〇〇日現在)

(ふりがな) 氏名又は名称	役 職 名

変更年月日と同一日とする

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に () 書きで併せて記載することができる。

(第5面)

(別添3：金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人の氏名)

新商号を記載

商号、名称又は氏名 ○○○○株式会社

(○年○○月○○日現在)

(ふりがな) 氏名	役職名

変更年月日と同一日とする

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に () 書きで併せて記載することができる。

(第6面)

(別添4：投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人の氏名)

新商号を記載

商号、名称又は氏名 ○○○○株式会社

(○年○○月○○日現在)

(ふりがな) 氏名	役職名

変更年月日と同一日とする

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に () 書きで併せて記載することができる。

(第7面)

(別添5：業務の種別)

新商号を記載

商号、名称又は氏名 ○○○○株式会社

(○年○○月○○日現在)

業務の種別	
1	法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務 (年 月 日)
2	法第28条第1項第1号の2に掲げる行為に係る業務 (年 月 日)
3	法第28条第1項第2号に掲げる行為に係る業務 (年 月 日)
4	法第28条第1項第3号イに掲げる行為に係る業務 (年 月 日)
5	法第28条第1項第3号ロに掲げる行為に係る業務 (年 月 日)
6	法第28条第1項第3号ハに掲げる行為に係る業務 (年 月 日)
7	法第28条第1項第4号に掲げる行為に係る業務 (年 月 日)
8	有価証券等管理業務 (年 月 日)
9	第二種金融商品取引業 (年 月 日)
10	投資助言・代理業 (年 月 日)
11	投資運用業 (年 月 日)

変更年月日と同一日とする

(注意事項)

- 1 行おうとする業務の番号を○で囲むこと。
- 2 それぞれの業務について、登録年月日又は変更登録年月日を記載すること。
- 3 「11 投資運用業」について、適格投資家向け投資運用業を行う場合には、「11 投資運用業 (適格投資家向け投資運用業)」と記載すること。

(第8面)

(別添6：本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地)

新商号を記載

商号、名称又は氏名 **〇〇〇〇株式会社**

(〇年〇〇月〇〇日現在)

名 称	所 在 地

変更年月日と同一日とする

(注意事項)

- 1 本店等を最初に（外国法人にあつては、本店を最初に、本店等をその次に）記載すること。
- 2 その他の営業所又は事務所のうち、無人の営業所又は事務所については、別添6-2に記載すること。

(第9面)

(別添6-2:その他の営業所又は事務所のうち、無人の営業所又は事務所の状況)

新商号を記載

商号、名称又は氏名 **〇〇〇〇株式会社**

(〇年〇〇月〇〇日現在)

財務局等名	無人の営業所又は事務所を統括する本店その他の営業所又は事務所		無人の営業所又は事務所数
	名称	所在地	
			計 店

変更年月日と同一日とする

(注意事項)

営業所又は事務所数は、無人の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局等(財務局又は福岡財務支局をいう。)ごとに記載すること。

(第10面)

(別添7：他にしている事業の種類)

新商号を記載

商号、名称又は氏名 ○○○○株式会社

(○年○○月○○日現在)

他にしている事業の種類

変更年月日と同一日とする

(第11面)

(別添8：第7条第3号イ、第3号の2、第3号の3イ、第4号から第9号まで及び第11号に掲げる事項)

新商号を記載

商号、名称又は氏名 ○○○○株式会社

(○年○○月○○日現在)

第7条第3号イ、第3号の2、第3号の3イ、第4号から第9号まで及び第11号に掲げる事項

変更年月日と同一日とする

- 1 有価証券関連業を行う旨
 - (1) 第一種金融商品取引業のうち電子記録移転権利又は令第1条の12第2号に規定する権利に係るもののみを行う旨
- 2 電子取引基盤運営業務を行う旨
- 3 商品関連業務を行う旨
- 4 商品投資関連業務を行う旨
 - (1) 行う商品投資関連業務が令第37条第1項第2号ロに掲げる物品又は農林水産関係商品等のみに係るものである旨
 - (2) 行う商品投資関連業務が令第37条第1項第2号ハからホまでに掲げる物品又は経済産業関係商品等のみに係るものである旨
 - (3) 競走用馬投資関連業務を行う旨
- 5 法第194条の6第2項各号に掲げる行為を業として行う旨
- 6 不動産信託受益権等売買等業務を行う旨
- 7 不動産関連特定投資運用業を行う旨
- 8 特定引受行為を行う旨
- 9 特定有価証券等管理行為を行う旨
- 10 第二種金融商品取引業に係る業務のうち、令第1条の12第2号に掲げる行為に係る業務を行う旨

(注意事項)

該当する番号を○で囲むこと。